イ　女性の平和への貢献	
・女性の平和への貢献を推進するため、「女性・平和・安全」に関する国連安全保障理事会決議第1325号、第1820号、第1888号及び第1889号を効果的に実施し、軍縮、紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。また、人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。	外務省、関係府省
ウ　国際機関・研究機関等との連携・協力推進	
・国連のジェンダー関係の４機関を統合する新たな機関（ＵＮ　Women、平成23年１月正式発足）への積極的貢献を図る。	内閣府、外務省、関係府省
・「ジェンダーと開発」分野の研究体制を強化する観点から、関係研究機関の連携の強化等を図る。	内閣府、外務省、関係府省

3　対外発信機能の強化

施　策　の　基　本　的　方　向	
国際社会における日本の存在感及び評価を高めるために、様々な機会を利用して日本の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信する。	
具　体　的　施　策	担当府省
ア　国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進	
・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、国際会議（女子差別撤廃委員会、国連婦人の地位委員会等）の委員や日本政府代表などに、女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画し積極的な貢献ができるように努める。	内閣府、外務省、関係府省
・また、在外公館における主要なポストの任命に際しても、任国の事情等も勘案しつつ、女性の登用を進める。	外務省
イ　日本の特徴をいかしたテーマの対外発信	
・日本の特徴をいかしたテーマの対外発信（防災や環境分野における男女共同参画の視点等）に努める。	外務省、関係府省
ウ　ＮＧＯ等との連携・協力推進	
・男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、外国政府、国際機関、地方公共団体、国内外のＮＧＯ等との効果的な交流・連携・協力を強化する。	内閣府、外務省、関係府省
・男女共同参画を推進するために、ＮＧＯの政府代表団への参加を継続するなど、政府とＮＧＯ等との連携・協力を進める。	外務省、関係府省
エ　国際会議におけるイニシアティブの発揮	
・国連アジア太平洋地域経済社会委員会（ＥＳＣＡＰ）や、我が国のイニシアティブで始まった東アジア男女共同参画担当大臣会合等への積極的な貢献を図る。また、我が国で初めて開催したアジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）女性関連会合（女性リーダーズネットワーク（ＷＬＮ）会合、男女共同参画担当者ネットワーク（ＧＦＰＮ）会合、女性起業家サミット（ＷＥＳ））等で構築されたネットワークをいかして、我が国の男女共同参画に関する取組を国際社会に発信する。	内閣府、外務省、経済産業省、関係府省

第３部　推進体制

男女共同参画社会の形成には、第２部の各重点分野において述べた施策を総合的に展開するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要である。また、国の施策のみならず、地方公共団体、民間団体等が連携して国民全体で取組を推進していくことが重要である。さらに、第３次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解の実施状況を監視し、その後の取組に反映していくことが不可欠である。

このため、国内本部機構（ナショナル・マシーナリー）を強化するとともに、地方公共団体、民間団体等と有機的に連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むよう推進体制の強化を図る。

1　国内本部機構の強化

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議は、男女共同参画社会の形成を総合的に推進するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映する観点から内閣又は内閣府に置かれ、我が国の男女共同参画推進のための国内本部機構の中枢を形成している。今後も、内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣（男女共同参画）の下で、総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、監視機能、影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能・体制を更に強化する。

⑴　国内本部機構の組織・機能等の充実・強化

①　国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

・国内本部機構の機能を十分に発揮できるよう、体制の強化を図るとともに、事務局機能の充実も図る。

・国内本部機構と多様な主体（地方公共団体、国立女性教育会館、各地の男女共同参画センター・女性センター、ＮＰＯ、ＮＧＯ、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）との連携を強化する。

・国内本部機構の運営に当たっては、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体を始めとする国民の幅広い意見を反映する。

②　男女共同参画会議の機能発揮

・男女共同参画会議は、内閣官房長官を議長とし、国内本部機構の中で重要な役割を果たしている。適時適切に重要な政策に関する提言を行うとともに、調査審議に当たって、専門調査会等を活用する。

③　男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催

・男女共同参画に関する関係府省の施策の一体的な推進を期すため、男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当者会議を機動的に開催する。

④　男女共同参画推進本部担当部署の充実等

・国内本部機構が全体として有効に機能するよう、各府省における男女共同参画担当部署がそれぞれの府省の施策の企画・立案に積極的に関与し、当該施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握することを通じ、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるよう、その機能の充実を図る。

⑤　男女共同参画推進連携会議等を通じた連携強化

・男女共同参画推進連携会議については、経済界や各種団体を始めとする各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るとともに、ＮＰＯやＮＧＯ、地縁団体など相互の交流や情報交換等の連携を強化するため、全国的な推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じたネットワーク形成の支援を図る。

⑵　総合的な推進体制の整備・強化等

①　行政職員の研修機会等の充実

・行政に携わる全ての国の職員が男女共同参画の視点を養うことができるように、研修機会や情報提供の充実を図る。

②　国際機関、諸外国の国内本部機構等との連携・協力の強化等

・男女共同参画社会の実現に向けた我が国の取組やその成果について積極的に海外へ発信するとともに、国際機関、諸外国の国内本部機構との連携協力に努める。また、これらの機関の男女共同参画に関する取組について積極的な情報収集を行い、国内に提供する。

・我が国と共通の課題を持つ、世界各国の男女共同参画分野における有識者との交流を図る。

③　男女共同参画関連予算等の取りまとめ

・各年度において、第３次基本計画に掲げられた施策の推進に関連した予算額及び決算額を取りまとめ、公表する。取りまとめに当たっては、男女共同参画の推進の見地から当面特に留意すべき事項と、それ以外の事項に区分して行う。